

入札公告（郵便入札）

定款第40条の規定により、一般競争入札について次のとおり公告する。

令和6年10月23日

茨城県日立市川尻町773-1
社会福祉法人 日立高寿園
理事長 古徳 雄豺

1 入札対象工事

- (1) 工事名 外壁改修工事
- (2) 工事場所 茨城県日立市川尻町 758-27
- (3) 工期 約5か月間

2 競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づき地方公共団体の入札参加の制限を受けている者でないこと。
- (2) 茨城県建設業許可を受けた事業者であること。
- (3) 茨城県内に本店及び支店を有するもの。
- (4) 暴力団員が経営する業者又は暴力団員が実質的に経営を支配する業者及びこれに準ずるものでないこと。
- (5) 会社更生法による更生手続き開始の申立てがなされている者、又は民事再生法による再生手続き開始の申立てがなされている者等、経営が著しく不健全である者でないこと。
- (6) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

3 設計業務等の受託者等

- (1) 2(6)の「対象工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。
川崎建築設計事務所
茨城県那珂市菅谷2124-1
- (2) 2(6)の「受託者と資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の該当するものである。
川崎建築設計事務所の代表権を有する役員が川崎建築設計事務所の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

4 競争参加資格の確認

- (1) 対象工事の入札に参加するための入札前に入札参加資格申請手続きの審査は要しない。
- (2) 対象工事の入札に参加希望する者は、入札書提出のときに競争参加資格確認申請書（様式あり）及び競争参加資格確認資料（様式あり）各1部を入札書と同封により提出するものとする。
 - ア 申請書、資料の作成説明会
実施しない。
 - イ 申請書、資料のヒアリング
実施しない。
 - ウ 競争参加資格の確認は、開札日現在で行い、競争参加資格確認通知書は通知しない。

5 図面及び仕様書の閲覧等

- (1) 図面及び仕様書は、申し出に基づき、次により閲覧に供する。また、一時貸出も実施する。
 - ・令和6年10月23日（水）～令和6年11月1日（金）
いずれも午前9時～午後4時まで
 - ・場所 特別養護老人ホーム サン豊浦
- (2) 図面及び仕様書に対する質問がある場合は、簡易な内容確認を除き書面をファクシミリにより行うこと。
回答は、書面をもって行う。
 - ・書面の提出先 社会福祉法人日立高寿園 特別養護老人ホームサン豊浦
電話番号 0294-43-1133
FAX 0294-43-1144

6 現場説明会

- ・実施しない。

7 競争入札の執行の日時及び場所

- ・令和6年11月11日（月）14時00分から
- ・場所 社会福祉法人 日立高寿園 軽費老人ホーム豊浦の郷 会議室
落札となるべき同額の入札をした者が二者以上あるときは、ただちに「くじ引き」の手続きを行うので、連絡担当者は当日連絡を受けられる体制を整えておくこと。

8 予定価格

55,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

9 最低制限価格

有（非公表）

10 入札方法等

(1) 郵便（書留、簡易書留に限る。）による入札とし、持参、電報及びファクシミリによる入札は認めない。

ア 受領期限 令和6年11月8日（金）（7の入札執行（開札）日の前日必着）
期日を過ぎて到達した入札書は、受理しない。

イ 提出先 〒319-1411 茨城県日立市川尻町773-1
社会福祉法人 日立高寿園
電話番号 0294-42-5656
FAX番号 0294-42-5661

ウ 提出書類

- ・入札書
- ・工事費内訳書
- ・連絡担当者の名刺1枚
- ・申請書及び資料

エ 郵送方法

封筒は任意の二重封筒とし、次のとおりとする。

- ・中封筒は、入札書を入れて、封かんのうえ、「入札書在中」を朱書き表記し、開札日・入札に係る工事名、入札参加者の商号又は名称を表記するものとする。
- ・表封筒は、入札書を同封した中封筒、工事費内訳書、連絡担当者の名刺1枚、申請書及び資料を入れ、表に入札書送付先郵便番号、住所及び機関名、入札に係る工事名、入札参加者の住所及び商号又は名称を表記し、併せて「入札書在中及び開札日」を朱書きする。

(2) 入札に関しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の関係法令を遵守すること。

(3) 入札書の入札金額欄には、消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること。

(4) 提出した入札書の引換え又は変更を認めない。

(5) 入札執行回数は、1回とする。

(6) 入札結果は、入札後直ちに全ての入札参加者に対し、電話又はファクシミリにより連絡をする。

11 入札保証金

免除する。

12 工事費内訳書の提出

(1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

(2) 工事費内訳書の様式は、別に定める作成例に準じたものとする。

(3) 提出された工事費内訳書は、返却しない。また、引換え、変更又は取消しは認めない。

(4) 工事費内訳書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではない。

1 3 契約保証金

免除する。

1 4 請負契約書作成

民間建設工事標準請負契約約款（甲）等により、契約書を作成するものとする。

1 5 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

ア 入札について不正の行為があった場合

イ 入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合又は記名押印のない場合

ウ 指定の開札日前日までに到着しない場合

エ 入札書を2通以上提出した場合

オ 入札書を提出しなかった場合

(2) この公示において示した競争参加資格のない者のした入札、申請又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びにこの公告で示した入札方法等に違反した入札は無効とする。

(3) 開札時点において2に掲げる競争参加資格のない者のした入札は無効とする。

1 6 その他

(1) 提出された資料の返却は行わない。ただし、公表したり、無断で他の目的に使用することはしない。

(2) 本工事についての連絡先は次のとおりである。

住所・氏名・連絡方法（電話番号）

住 所 茨城県日立市川尻町758-27

氏 名 社会福祉法人日立高寿園 特別養護老人ホームサン豊浦

電話番号 0294-43-1133

担当者 施設長 森山 俊徳

競争参加資格確認申請書

年 月 日

社会福祉法人〇〇

理事長 〇〇 〇〇 殿

住 所

商号又は名称

代表者名

①

年 月 日付けで公告のありました（ 工 事 名 ）工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ないものでないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1 競争参加資格確認資料 別添のとおり

* 共同企業体の場合は、①を次のようにすること。

名称	特定建設工事企業体
代表構成員	住 所 商号又は名称 代表者名
構 成 員	住 所 商号又は名称 代表者名

競争参加資格確認資料

商号又は名称

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づき地方公共団体の入札参加の制限を受けている者ではない。	無 ・ 有
(2) 茨城県建設許可を受けた事業者であること。	無 ・ 有
(3) 茨城県内に本店及び支店を有するもの。	無 ・ 有
(4) 暴力団員が経営する業者又は暴力団員が実質的に経営を支配する業者及びこれに準ずるものでないこと。	無 ・ 有
(5) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生手続き開始の申立がなされている者ではない。	無 ・ 有
(6) 対象工事に係る設計業務等の受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。	無 ・ 有

(注) 該当するものに○印を付すること。

別 記

工事費内訳書作成例（建築版）

作成日： ○年○月○日

工 事 費 内 訳 書

（工事名称）○○○棟新築工事
（商号又は名称）
（代表者名）

印

工事区分・工種・種別・細別・規格	数 量	単 位	金 額	摘 要
直接工事				
直接仮設工事	1	式	7,313,800	
土工事	1	〃	23,265,025	
地業工事	1	〃	395,836	
コンクリート工事	1	〃	15,700,553	
型枠工事	1	〃	17,292,397	
鉄筋工事	1	〃	13,350,138	
鉄骨工事	1	〃	4,730,145	
既製コンクリート工事	1	〃	957,402	
防水工事	1	〃	3,632,152	
タイル工事	1	〃	2,634,231	
木工事	1	〃	4,345,543	
金属	1	〃	12,656,937	
雑工事	1	〃	15,340,000	
直接工事費計			121,614,159	
			121,614,000	
共通費				
共通仮設費	1	式	9,026,000	
現場経費	1	〃	15,232,000	
一般管理費等	1	〃	19,140,000	
共通費計			43,398,000	
合 計			165,012,000	
見積価格			165,010,000	

※作成にあたっては、裏面「工事費内訳書作成に関する注意事項」に留意すること。

(裏 面)

「工事費内訳書作成に関する注意事項」

- 1 工事費内訳書は、入札（見積）書に記載する見積金額の内訳を記載するものであり、適切な原価計算に基づき積算した結果を記載するものとする。
- 2 A4版（縦使い又は、横使いいずれでも可）とする。また、複数枚になってもよい。
- 3 工事費内訳書は、作成日、工事名称、商号・代表者名（印）を記した表紙を別葉とすることができる。ただし、閲覧用図書の工事概要書（写しを含む。）あるいは、見積書を表紙として使用してはならない。
- 4 最下欄の見積価格は、入札（見積）書の見積金額と一致していること。
- 5 内訳は、各工事の閲覧用図書に参考資料として添付されている本工事費内訳書の細別・規格程度まで記載することを目安とする。
（閲覧用図書の工事数量総括（内訳表）（種別及び数量の一式レベル）よりも詳細な内訳であることに十分留意すること。（ただし、閲覧用図書の工事費内訳書の数量欄が一式表示である場合は、この限りでない。））
- 6 当該工事の閲覧用図書の参考資料として添付されている本工事費内訳書を利用して単価、金額欄を記入したものを添付してもよい。
この場合、工事価格欄の摘要欄に、「見積価格（入札書の見積金額）」と記入するものとする。なお、見積価格は、消費税相当額を含まない額とすること。
- 7 工事費内訳書は、積算の内訳を明らかにするものであることから端数処理の場合を除いて、「値引き」や「割引」など理由のない減額項目を記載しないこと。
- 8 工事費内訳書の記載に不備等があったときは、説明を求める場合がある。